

別添

平成28年度診療報酬改定において経過措置が設けられている診療行為(歯科)

告示	区分				適用年月日	
					開始	終了
頭書き	C000	歯科訪問診療料 歯科訪問診療1 歯科訪問診療2 歯科訪問診療3	注13	1、2及び3について、在宅療養支援歯科診療所以外の診療所であって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさないものにおいては、次に掲げる点数により算定する。	平成29年4月1日	
第3章1	B004-1-2	がん性疼痛緩和指導管理料	2	1以外の場合		平成29年3月31日
第3章2	M014	ジャケット冠				平成28年6月30日